

「個人・世帯向け」

給付(もらえる)

1人当たり10万円

特別定額給付金

全国全ての人
(4月27日時点で住民登録のある方)

練馬区特別定額給付金



03-5984-1041

家賃相当額

住居確保給付金

収入が減って家賃が払えない人。給付金は貸主側の口座に振り込まれる。支給期間は原則3カ月(最長9カ月)

練馬区生活相談コールセンター
☎ 03-5984-4703
9:00~17:00
(土日祝を除く)

子ども1人1万円

子育て世帯への 臨時特別給付金

4月分(3月分も含む)の
児童手当の受給者
(特例給付除く)



練馬区子育て支援課

☎ 03-5984-5824 9:00~17:00 (土日祝を除く)

ひとり親世帯5万円

練馬区独自の 臨時特別給付金

児童扶養手当受給者に1回
のみ6月以降支給予定

貸付(借りる)

いずれも無利子で保証人は不要

最大20万円



緊急小口資金

収入減で生活再建までの一時的
な資金が必要な人

2人以上の世帯で
月最大20万円、
単身世帯で月最大15万円

総合支援資金

収入減で生計維持のための
生活費用が必要な人

返済時において、なお所得の減少が続く
住民税 非課税世帯は返済を免除される特例あり

練馬区生活相談コールセンター

☎ 03-5984-4703 9:00~17:00 (土日祝を除く)

「事業者向け」

給付(もらえる)

中小企業などに最大200万円、
個人事業者に最大100万円

持続化給付金

売上が前年同月比で50%
以上減少した場合

経済産業省専用ホームページ



0120-115-570

休業手当の最大全額

雇用調整助成金

業績の悪化や、自治体の要請
で従業員を休ませた場合



厚生労働省コールセンター
☎ 0120-603-999
9:00~21:00
(土日祝も含む)

有給休暇を取った
労働者に支払った賃金相当額

小学校休業等 対応助成金

小学校の休校などで子どもの世
話をを行う労働者(保護者)に、
有給の休暇(年次有給休暇を
除く)を取得させた場合

日額4,100円

小学校休業等 対応支援金

小学校の休校などで、子どもの
世話をを行うため、契約した仕事
ができなくなったフリーランス

厚生労働省コールセンター

☎ 0120-603-999 9:00~21:00 (土日祝も含む)

貸付(借りる)

元本返済の
据え置き最長5年

実質無利子・ 無担保融資

今月1日から民間金融機関で、
売り上げが前年同月比で15%
以上減少の中小企業、5%以
上減少の個人事業者に最大
3,000万円

経済産業省
中小企業相談窓口
☎ 0570-783-183
9:00~21:00
(土日祝も含む)

0.2%の利用者負担で
最長10年まで

練馬区独自の 特別貸付

売上げが減少した区内中小事業
者に最大2,000万円まで
(信用保証料全額補助)



練馬区経済課
☎ 03-5984-2673
ココネリ3階相談窓口
9:00~17:00
(土日祝を除く)

悩んだ時の 各種相談窓口

※連絡先などはQRコードを
読み取り、ご確認ください。

生きづらさ
社会的包摂サポートセンター



DV
DV内閣府「DV相談+」(プラス)



体の健康を 守るために

※QRコードを読み取り、
ご確認ください。

練馬区いきいき体操



ねりまお口すっきり体操



新型コロナウイルス感染症の影響により
生活等にお困りの方の電話相談に応じます。 ☎ 03-5984-4703 9:00~17:00 (土日祝を除く)